

## 嶺北地域「税務事務の共同化」について

### ■ 地域の現状

	本山町	大豊町	土佐町	大川村	計
人口(人)	4,374	5,492	4,632	538	15,036
【高齢化率】	【37.9%】	【50.8%】	【40.6%】	【43.7%】	【43.6%】
面積(km <sup>2</sup> )	134.21	314.94	212.11	95.28	756.54

※人口は平成17年度国勢調査

### ■ 税務事務の現状と課題

- 税システムへの入力や審査業務に多くの時間が必要（市町村民税）
- 家屋評価で、各町村で評価額に差が出る可能性がある（固定資産税）
- 制度改正などに伴うシステム改修で、多額の費用負担が必要
- 限られた職員数で課税と徴収を兼務しており、専門的な対応が難しい

といった状況が

### ■ 国での議論の状況は…

- 第29次地方制度調査会の答申では、基礎自治体の広域連携の方策として、行政の内部組織を含めた「機関の共同設置」の拡充といったことが示されている

→厳しい地方財政や人口減少への対応策として、事務の共同処理の必要性が一層高まってきている

### ■ こうした課題への対応として

現在の税務事務を4町村で共同して実施

することにより、様々な効果が期待。具体的には…

## 共同実施のパターン

- 任意組織等での共同実施・・・簡便な手続きで柔軟な組織運営が可能 → 4P「(仮称)嶺北税務事務強化推進機構」

### 【徴収(滞納整理)を各町村職員で実施】

○各町村の職員が一定の期間集中し、共同で滞納整理

- (効果) ・徴収専門官等の専門職員による、厳正かつ効率的な徴収 } 徴収率の向上  
・団体名義の使用による滞納者への心理的プレッシャー

### 【固定資産評価事務を各町村の担当職員で実施】

○家屋評価の合同研修、3年ごとの評価替えの際の不動産鑑定士の共同発注

- (効果) ・合同での研修実施による専門性の確保と公平な課税  
・共同で発注することによる経費の節減

- 滞納整理機構 (一部事務組合)

### 【徴収(滞納整理)を機構組織を設置して実施】

○滞納整理に特化した機構を設置して対応

- (効果) ・徴収専門官等の専門職員による、厳正かつ効率的な徴収 } 徴収率の向上  
・団体名義の使用による滞納者への心理的プレッシャー  
(課題) ・組織の設立や運営が煩雑  
・4町村単独では、機構を運営できるまでの収入増は難しい

- 税務課の共同設置 (機関の共同設置)・・・地制調答申を踏まえ、来年度自治法改正で制度化 (予定)  
→ 9P「税務担当課の共同設置のイメージ」

### 【税務課を嶺北4町村で設置】

- (効果) ・事務の効率化と経費の節減  
・公平公正な評価・課税の実現  
(課題) ・4町村での事務処理(税率・様式など)の平準化が必須  
・電算システムの統合

# 嶺北地域における税務事務共同化のパターン

		任意組織等での共同実施		滞納整理機構 (一部事務組合)	税務課の共同設置 (機関の共同設置)	
		固定資産評価等	徴収 (滞納整理)		課税・収納	徴収 (滞納整理含む)
事務の内容		・家屋評価 ・不動産鑑定士の共同 発注 (評価替え時)	困難案件の共同徴収	滞納整理 (受託分)	課税・収納	徴収 (滞納整理含む)
団体の性格		組織不要	任意組織	特別地方公共団体	普通地方公共団体	
設置の方法	規約	×		○	○	
	議会の議決	×		○	○	
法人格の有無		無		有	無	
事務の執行者		各町村長		組合長	各町村長	
責任の所在		各町村に帰属		組合に帰属	各町村に帰属	
経費の負担		基本的に無し (事務執行に要する消耗品・PC等)		規約に定める (一般には関係団体に分賦)	規約に定める (代表団体の歳入歳出予算に計上)	
職員 (構成員)		各町村職員	各町村職員 (相互併任)	組合職員 (関係団体の職員の兼務も可)	各町村職員	
議会との関係		無 (説明は必要)		有 (予算の議決等)	有 (予算の議決等)	
電算システムの統合		不要		不要	統合が望ましい	
期待される 効果	事務の効率化	△	△	△	◎	
	経費の節減	△			◎	
	課税の公平性	○			◎	
	専門性への対応 〔専門性の確保 職員の育成〕	○	○	◎	◎	◎
	徴収率の向上 〔専門官の配置 滞納者への心理 的プレッシャー 県職員の支援〕		○	◎		◎
当該組織のポイント		・簡便な手続きによる柔軟な組織運営		・町村での対応が困難なケースについても徴収できる可能性	・事務の平準化 ・繁忙期等への集中的な対応	
その他				・4町村単独では、機構を運営できるまでの収入増は難しい(滞納額からの試算)		

# 「(仮称)嶺北税務事務強化推進機構」のイメージ

## 1. 目的

### ■人材育成

- ・徴収事務など専門的な実務経験を通じて、職員の能力の向上を図る

### ■専門性の確保

- ・各町村職員と県職員（徴収専門官）と一緒に業務にあたることで、専門性を確保

### ■公平性・公正性の確保

- ・家屋評価についての合同での検討会等を通じ、目線を合わせた公平・公正な評価を実施

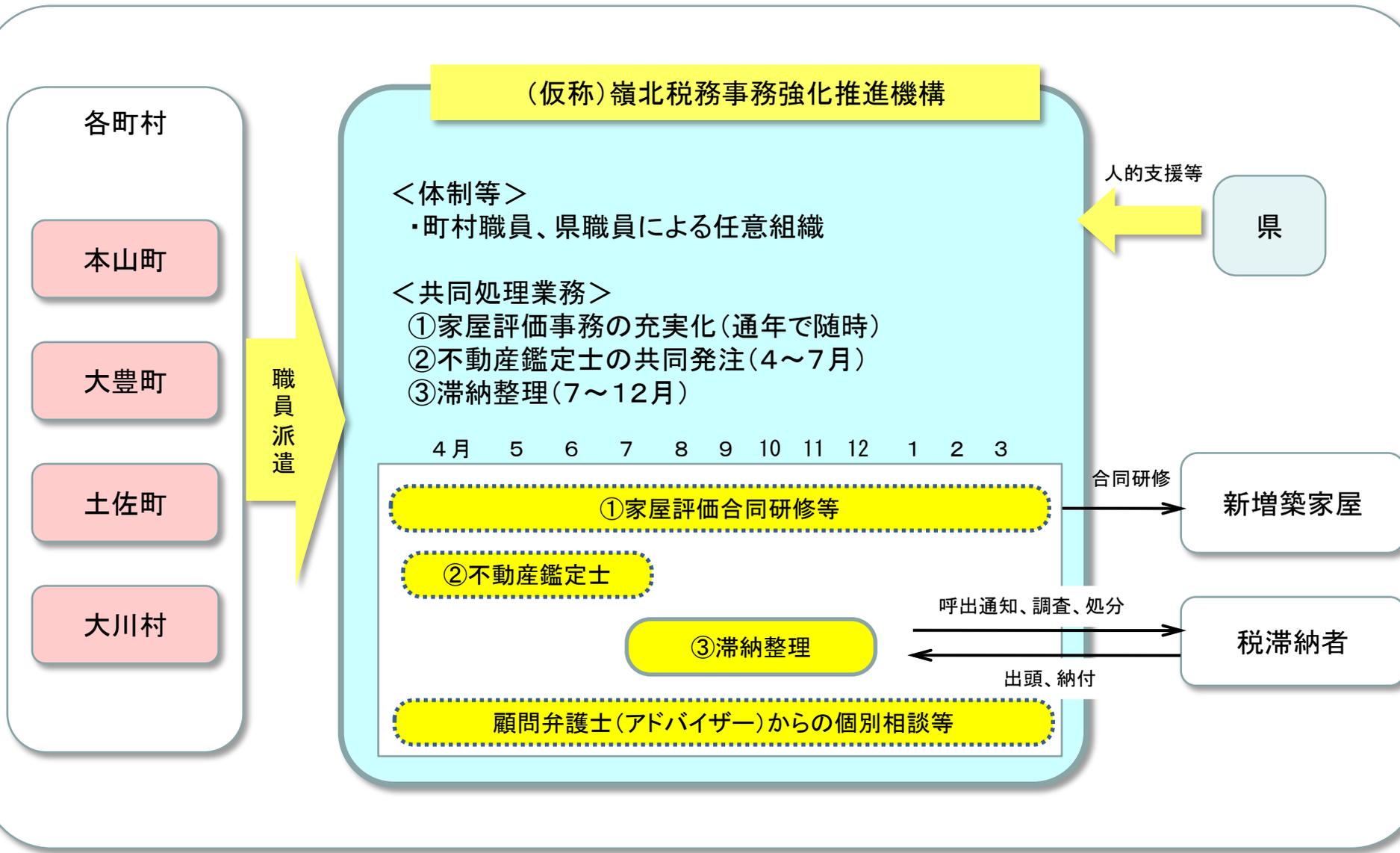
### ■事務の効率化

- ・各町村の共通する事務を集中して行うことで、効率的に事務を執行

### ■滞納整理の促進

- ・徴収にかかる困難案件を機構に引き継ぐことで、集中的に事務を執行

## 2. 機構の概要



### 3. 体制

- 機構の性格：任意組織（要綱等に基づき設置）
- 設立時期：平成22年4月を想定
- 設置期間：当面2年間を想定（状況に応じて見直し）
- 事務所：代表町村又は県有施設等に設置
- 職員：滞納整理を行う期間（7月～12月）は、2名～3名の体制で実施

#### <構成>

##### ① 町村から：各1名（7月～12月の6ヶ月間で派遣可能な期間）

- ・ 派遣期間については、滞納整理業務の継続性を考慮し6ヶ月間を想定
- ・ 各町村からの派遣期間については、担当者の業務状況を踏まえて協議

##### ② 県から：1名（通年、要検討） ※徴収専門官を想定

#### <身分>

##### ○職員相互に各町村職員を併任（併任辞令の交付）

- ・ 各町村職員と県職員が一緒になって対象業務にあたる

#### <勤務形態>

##### ○滞納整理を行う6ヶ月間は、機構の事務所へ詰める

- それ以外の期間は、県職員1名が事務所に常駐し、各町村職員は必要に合わせ詰める

## 4. 業務内容

### ①家屋評価事務の充実化（通年で実施）

#### ○家屋評価検討会の実施

<現状>

	家屋	倉庫
○○町	10件	40件
○○町	10件	20件
○○町	全体で30件	
○○村	数件	

合計110件程度

◎このうち数件について

- 実際の評価物件でのケーススタディ
- 事例を持ち寄っての研究 など

〔・機構職員を窓口に、各町村担当者と物件や日程を調整  
・四半期ごとを目安に複数回実施〕

<期待される効果>

合同で実施することによる専門性の確保と、目線を合わせた公平・公正な評価

### ②不動産鑑定士の共同発注（H22年度に委託（3年毎））

○固定資産の評価替え時の不動産鑑定士への鑑定委託事務（入札）を共同して実施

案1：一部事務組合で行う方式

案2：入札を合同で行う方式

案3：指名型プロポーザルで行う方式

### ③滞納整理（7月～12月の期間で集中的に実施）

#### ■徴収権限

○従来どおり各町村長名で執行

#### ■実施業務

○市町村税、国民健康保険税及び個人県民税の滞納整理（財産調査、差押、搜索、公売等）

○執行停止及び不能欠損処分<sup>の</sup>適否判断

○滞納整理に関する実務研修、個別相談等（顧問弁護士に委託して個別のアドバイス等）

#### ■取扱案件

○「高額滞納」「長期滞納」「悪質案件」「不動産等の公売物件」等を考慮に各町村で抽出

#### <案件数の目安>

○職員1人あたりの処理案件数は、概ね年間100件と見込む

○機構での処理が可能と見込まれる件数

町村職員：最大3名が6ヶ月間＝150件  
最小3名が2ヶ月間＝50件

+

県職員：通年100件

=

最大：250件  
最小：150件

# 税務担当課の共同設置のイメージ

## 現在の体制

【〇〇町】  
・組織体制 課長－補佐－班長－係

・税務職員 4名

【〇〇町】  
・組織体制 課長－補佐－班長－係

・税務職員 4名

【〇〇町】  
・組織体制 課長－補佐－係長－係  
副参事－債権管理係

・税務職員 6名

【〇〇村】  
・組織体制 課長－係

・税務職員 2名

## 共同化後の体制(案)

【共同設置する課】のイメージ(代表町村へ設置)

○組織体制等(11名)

課長 1 補佐 〇 - 税務係長 〇 - 係 〇  
 徴収専門官 〇 - 徴収係長 〇 - 係 〇

○業務内容等

市町村民税・固定資産税・軽自動車税・市町村たばこ税・(国民健康保険税)にかかる  
 ・税務係 課税客体の捕捉  
 課税標準の算定  
 賦課決定・納税通知  
 各種調査報告 などに関すること  
 ・徴収係 徴収事務  
 滞納整理・処分 などに関すること

○各町村の税システム端末  
 ※各町村が利用している現システムを活用(加えて、債権管理システムの導入など)

【期待される効果】

- 大量反復作業などの業務の効率化
  - ・職員体制 17名 → 11名程度
- 税務担当課の設置による専門性の向上
  - ・特に、徴収専門係を設置し滞納整理も含めた徴収率の向上 ← 県の支援も検討
- 課税客体の精緻な把握
- 固定資産評価などの事務の均質化
- 印刷物等の共同発注による経費節減

--- 滞納整理については、「職員の相互併任」等により、22年度からでも先行実施

確認

指示

課税・滞納処分 ※各町村長名で従来どおり執行

人的・財政的支援を検討

相談

対応

納税

住  
民

県

※共同化後の人数は仮置きイメージである



- 当面は、一部の税目の実施や各種調査報告への対応、合同研修など、可能なものからの共同化といったことも。
- システムの統合が図れれば、ランニングコスト等の経費の更なる縮減も可能に。